

別 紙

※東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第10条の3 ((復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除))関係</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>10の3-2 震災特例法第10条の3第1項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者(当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。)<u>から支払を受ける金額</u>」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。</p> <p>(1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</p> <p>(2) 個人の使用人が法人に outward した場合において、その outward した使用人(以下この項において「outward 者」という。)に対する給与を outward 元個人(outward 者を outward させている個人をいう。以下この項において同じ。)が支給することとしているときに、outward 元個人が outward 先法人(outward 元個人から outward 者の outward を受けている法人をいう。以下この項において同じ。)から支払を受けた給与負担金の額(outward 先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。)</p> <p>第11条 ((被災代替資産等の特別償却))関係</p> <p>(同一の用途の判定)</p> <p>11-1 震災特例法令第13条第2項各号に規定する「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。</p> <p>(1) 建物(その附属設備を含む。以下11-9までにおいて同じ。)にあっては、住宅の用、店舗又は事務所の用、工場の用、倉庫の用、その他の用の区分</p> <p>(2) 構築物にあっては、発電用又は送配電用、電気通信事業用、放送用又は無線通信用、農林業用、広告用、競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用、緑化施設及び庭園、舗装道路及び舗装路面、その他の区分</p>	<p>第10条の3 ((復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除))関係</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>10の3-2 震災特例法第10条の3第1項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。</p> <p>(1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</p> <p>(2) 個人の使用人が法人に outward した場合において、その outward した使用人(以下この項において「outward 者」という。)に対する給与を outward 元個人(outward 者を outward させている個人をいう。以下この項において同じ。)が支給することとしているときに、outward 元個人が outward 先法人(outward 元個人から outward 者の outward を受けている法人をいう。以下この項において同じ。)から支払を受けた給与負担金の額(outward 先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。)</p> <p>第11条 ((被災代替資産等の特別償却))関係</p> <p>(同一の用途の判定)</p> <p>11-1 震災特例法令第13条第2項各号に規定する「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。</p> <p>(1) 建物(その附属設備を含む。以下11-9までにおいて同じ。)にあっては、住宅の用、店舗又は事務所の用、工場の用、倉庫の用、その他の用の区分</p> <p>(2) 構築物にあっては、<u>鉄道業用又は軌道業用</u>、その他の鉄道用又は軌道用、発電用又は送配電用、電気通信事業用、放送用又は無線通信用、農林業用、広告用、競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用、緑化施設及び庭園、舗装道路及び舗装路面、その他の区</p>

- (3) 機械及び装置にあつては、耐用年数通達付表10((機械及び装置の耐用年数表(旧別表第2)))に掲げる設備の種類区分
- (4) 船舶にあつては、漁船、運送船(貨物船、油そう船、薬品そう船、客船等をいう。)、作業船(独航機能を有しないものを除く。)、その他の区分
- (5) 車両及び運搬具にあつては、運送事業用、自家用の区分

(注) 震災特例法令第13条第2項第1号に規定する被災建物(以下この項及び11-3において「被災建物」という。)又は当該被災建物に代わるものとして取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下11-10までにおいて同じ。)をした建物(以下この項及び11-3において「被災代替建物」という。)が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、個人が主たる用途により判定しているときは、これを認めて差し支えない。

被災建物が用途の異なる2以上の建物である場合において、一の被災代替建物が2以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる2以上の建物であるときも、同様とする。

(船舶の貸付けの意義)

分

- (3) 機械及び装置にあつては、耐用年数通達付表10((機械及び装置の耐用年数表(旧別表第2)))に掲げる設備の種類区分
- (4) 船舶にあつては、漁船、運送船(貨物船、油そう船、薬品そう船、客船等をいう。)、作業船(しゅんせつ船及び砂利採取船を含む。)、その他の区分
- (5) 航空機にあつては、航空運送事業用、航空機使用事業用、自家用の区分
- (6) 車両及び運搬具にあつては、次に掲げる車両及び運搬具の区分に応じ、それぞれ次に掲げる用途の区分

イ 道路運送車両法第4条((登録の一般的効力))に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車、同法第72条第1項((検査記録))に規定する二輪自動車検査ファイルに記載されている二輪の小型自動車及び同項に規定する軽自動車検査ファイルに記載されている検査対象軽自動車 運送事業用、自家用の区分

ロ 同法第97条の3第1項((検査対象外軽自動車の使用の届出等))の規定により車両番号の指定を受けている検査対象外軽自動車 事業用、自家用の区分

ハ 地方税法第442条の2第1項((軽自動車税の納税義務者等))の規定の適用を受ける小型特殊自動車 農耕作業用、その他の区分

ニ 鉄道事業法第13条第1項((車両の確認))に規定する確認(同条第2項に規定する確認を含む。)を受けた車両 普通鉄道、普通鉄道(新幹線鉄道)、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道、その他の鉄道の区分

(注) 1 震災特例法令第13条第2項第1号に規定する被災建物(以下この項及び11-3において「被災建物」という。)又は当該被災建物に代わるものとして取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下11-10までにおいて同じ。)をした建物(以下この項及び11-3において「被災代替建物」という。)が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、個人が主たる用途により判定しているときは、これを認めて差し支えない。

被災建物が用途の異なる2以上の建物である場合において、一の被災代替建物が2以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる2以上の建物であるときも、同様とする。

2 地方税法第442条の2第1項の規定の適用を受ける原動機付自転車については、用途の判定を要しない。

(船舶又は航空機の貸付けの意義)

11-6 震災特例法第11条第1項に規定する被災代替資産等には、いわゆる裸用船契約に基づく船舶の貸付けの用に供するものは含まれないが、いわゆる定期用船契約又は航海用船契約に基づく用船の用に供するものは含まれる。

#### 11-7 削除

##### (建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)

11-8 震災特例法第11条第1項に規定する「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。

(注) 同項に規定する附属施設は、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなったものであるかどうかは問わないことに留意する。

##### (中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11-10 個人が、震災特例法第11条第1項に規定する中小事業者に該当する個人であるかどうかは、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

11-6 震災特例法第11条第1項に規定する被災代替資産等には、いわゆる裸用船(機)契約に基づく船舶又は航空機の貸付けの用に供するものは含まれないが、いわゆる定期用船(機)契約又は航海用船(機)契約に基づく用船(機)の用に供するものは含まれる。

##### (通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊の意義)

11-7 震災特例法第11条第1項に規定する「通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊」とは、東日本大震災により損壊をした建物又は構築物につき、今後取壊し若しくは除去せざるを得ないと認められる場合又は相当の修繕を行わなければ今後事業の用に供することができないと認められる場合の当該建物又は構築物に係る損壊をいうことに留意する。

##### (建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)

11-8 震災特例法第11条第1項に規定する「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項において同じ。)をした建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。

(注) 同項に規定する附属施設は、滅失をしたものであるかどうかは問わないことに留意する。

##### (中小企業者であるかどうかの判定の時期)

11-10 個人が、震災特例法第11条第1項に規定する「中小企業者」に該当する個人であるかどうかは、その取得等をした同項に規定する被災代替資産等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。